

都市計画道路 鈴鹿亀山道路に係る 環境影響評価準備書に対する三重県知事意見

都市計画道路鈴鹿亀山道路事業は鈴鹿市から亀山市に至る路線であり、産業を支える道路基盤の充実や中部・近畿や県内の連携強化、災害時の社会経済活動の持続に資することを目的とした事業である。

事業実施区域及びその周辺は、主に農用地として利用されているが、住居や重要な動植物の生息・生育地、歴史的文化的な遺産等も存在することから、事業の実施にあたり次の措置を適切に講ずること。

(総合的事項)

- (1) 事業の実施時期が未確定であることから、着手までに事業計画地周囲の環境に変化が認められる場合には、あらかじめ必要な調査等を実施したうえで、必要に応じ追加の環境保全措置を検討すること。
- (2) 環境保全措置の内、今後の詳細な設計において具体化されるものについては、専門家の意見も踏まえたうえで、十分な効果が得られるよう内容とすること。
- (3) 事業の実施に伴う環境影響や環境保全措置の内容について、地域住民等に丁寧に説明し、理解を得るよう努めること。
- (4) 事業の実施にあたっては、最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (5) 事業の実施にあたり予測結果と異なる状況が発生した場合には、必要に応じて再度予測、評価を行うとともに、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避または低減に努めること。また、事後調査についても実施を検討すること。

(個別的事項)

1 騒音

- (1) 工事の実施における建設機械の稼働及び供用時の自動車の走行に係る騒音について、防音パネルや遮音壁の設置等の環境保全措置を確実に実施すること。さらに、道路に近接する居住地や河川緑地等の利用者への影響について、一層の低減に努めること。
- (2) 工事用車両の運行にあたっては、環境保全措置の徹底や工事用車両の運行計画の検討等により、事業実施区域周辺への影響を可能な限り低減すること。

2 地下水

鈴鹿川周辺の地下水の利用状況について再度調査を行い、評価書に記載すること。また、事業実施により地下に構造物を設置する際は、動植物の生息・生育環境や水道水源等に影響が生じる可能性があることから、地下水の水位、水質への影響を可能な限り低減すること。

3 動物・植物

- (1) 事業の実施時期が未確定であることから、事業実施に先立ち再度動植物の生息・生育状況の調査を行い、その結果をもって専門家、関係機関と協議のうえ、適切な環境保全措置を検討すること。
- (2) 事業により生息・生育環境の一部が消失、縮小するものの周辺に同様の環境が残されることから生息環境が保全されたとした動植物については、改変による影響の程度を精査し、保全されたとした理由を評価書においてより明確にするよう努めること。また、必要に応じ環境保全措置を検討すること。
- (3) 動植物の生息・生育環境について、現状の自然環境の維持により影響の回避、低減に努めること。また、事業により改変する森林や、草地等を可能な限り回復させ、生息・生育環境の創出に努めること。
- (4) 移植するとして重要な種については、専門家の意見を踏まえ、遺伝的攪乱に留意したうえで移植地を選定すること。また、移植地の生息・生育環境が維持されるよう努めること。

4 生態系

環境保全措置として設置するボックスカルバート等については、専門家の意見を踏まえ、生態系の連続性にも配慮したうえで、対象とする動物に対して適切な位置や構造、密度とすること。また、その利用については不確実性が残るため、事後調査の実施及びその結果を踏まえた追加の環境保全措置を検討すること。

5 歴史的文化的な遺産

工事の影響が想定される指定文化財及び埋蔵文化財については、関係機関と継続して協議を行い、必要に応じ適切な措置を検討すること。

6 日照阻害・景観

遮音壁の設置にあたっては、騒音の低減だけでなく、日照や眺望の変化についても配慮すること。